

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 24日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山11番地1

氏 名 三洋化成工業(株) 鹿島工場

工場長 山崎 芳晃

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-46-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三洋化成工業株式会社 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山11番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	347億3600万円（令和5年度実績）
③従業員数	169名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油類→自社にて燃料及び製品投入し再資源化 自社にて濃縮処理（減量化） 廃棄物処理業者に委託して再生油として再資源化 廃棄物処理業者に委託して焼却処分（熱回収） 廃棄物処理業者に委託して焼却処分 路盤材として再生 資源化有価物として販売、燃料として再資源化 汚泥類→廃棄物処理業者に委託して、溶融 金属回収の再資源化 資源化廃棄物処理業者に委託して焼却処分（熱回収） 廃プラ類→廃棄物処理業者に委託して焼却処分（熱回収） 廃棄物処理業者に委託して焼却処分 路盤材として再生 資源化廃棄物処理業者に委託して粉碎して再資源化 金属屑類→スクラップ 業者に有価物として販売 再資源化 廃棄物業者に委託して、粉碎して再資源化



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
排 出 量	2,721 t	283 t	608 t	35 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

- ① 濃縮処理による減量化 (廃油、汚泥)
- ② 燃料化による再資源化 (廃油)
- ② 製品への投入による再資源化 (廃油)
- ③ 精製による資源回収 (廃油)

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
排 出 量	2,866 t	298 t	640 t	37 t

②計画

上記に加え下記の取り組みを実施

- ① 分別の細分化で再資源化量を増やす (安定混合)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		特になし			
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		953 t	0 t	0 t	0 t
② 計画	(これまでに実施した取組)				
	① 廃油（廃水）の濃縮処置による減量化				
	【目標】				
② 計画	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1004 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		① 廃油（廃水）濃縮装置の濃縮率アップによる更なる減量化			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		特になし			
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
	全処理委託量	1,769 t	283 t	608 t	35 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,769 t	283 t	481 t	35 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,670 t	283 t	608 t	35 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	99 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		① 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による委託契約を締結している。 ② 委託契約業者は、定期的に監査を行っている。			

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃プラ	金属屑等
②計画		全処理委託量	1,863 t	298 t	640 t	37 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1,863 t	298 t	507 t	37 t
		再生利用業者への 処理委託量	1,759 t	298 t	640 t	37 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	104 t	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)						
① 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ② 電子マニフェストを導入しているので、定期的に委託処理業者の現地確認を実施していく。 ③ 再生利用、熱回収が可能な廃棄物について、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

廃棄物統括責任者	三洋化成工業株式会社 鹿島工場 工場長
工場廃棄物管理責任者	環境保安課長
部署廃棄物管理責任者	部署長
廃棄物担当	環境保安課 組織人数 10名
役割	廃棄物統括責任者 ・廃棄物管理基準の運営を廃棄物管理責任者に行わせるとともに法及び廃棄物管理基準で定める事項を統括管理する。
	工場廃棄物管理責任者 ・法及び基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の選任 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・個々の廃棄物管理業務を環保課員に行わせる。 ・その他関係する事項
	廃棄物管理責任者 産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 (環保課員) ・該法定資格を有するものから、選任された特別管理産業廃棄物責任者は廃棄物について適切な方法で保管、処理、処分を行う。 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・電子マニフェストの運用 ・監督官庁への各種報告
	部署廃棄物管理責任者 ・自部署が管理する作業、施設から発生する廃棄物及び処理施設を管理する。 ・法及び基準の遵守

廃棄物管理組織図

